

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成23年8月29日（水） 午後3時00分から午後5時00分まで
- 3 開催場所 市民会館大会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 齋藤實, 高阿田恵代子, 大畠旭, 木村嘉彦, 上甲宏, 柴原宏一郎, 奥田猛, 袴塚孝雄, 中庭次男, 鈴木邦彦, 澤則子, 仁井田修, 海老沼正男
 - (2) 執行機関 高橋靖, 清水孝子, 菊池晃, 出澤秀行, 田中誠一, 亀井俊道, 橋本真道, 菊池浩康, 中村哲也, 飯島智, 亀山博子, 佐藤修司
- 5 議題及び公開・非公開の別
報告事項
報告第1号 水戸市国民健康保険の事業状況について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
平成23年第3回国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容

会 長 それでは、規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の出席委員は13名で、過半数に達していますので、会議は成立となります。

会議録の署名人についてですが、議長指名でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

会 長 異議なしとの声がありましたので、御指名を申し上げます。___委員と___委員に

お願いいたします。よろしくお願いいたします。

早速、議題に入らせていただきます。

報告第1号 水戸市国民健康保険の事業状況について、事務局から説明願います。

執行機関 (水戸市の国民健康保険の加入状況, 保険給付費, 収納率, 平成22年度国保会計の決算見込み, 平成23年度予算等について説明)

(説明の主旨)

平成22年度の国保の世帯数, 被保険者数は, 平成21年度とほぼ同じ。市の総世帯, 総人口に対する加入割合は, 世帯数が39.1%, 被保険者数が29.3%。

国保会計の収支については, 平成22年度で単年度収支が約5億2,000万円の赤字となっており, 1人当たりの医療費(費用額)も増加傾向にある。

22年度の国保税の収納率は, 現年度分は21年度比で若干上昇したものの, 滞納繰越分の落ち込みにより, 合計では約3%落ち込んだ。

執行機関 (特定健康診査, 特定保健指導の実施状況について説明)

(説明の主旨)

特定健康診査の受診率は, 平成20年度から21%台で推移し, 横ばいの状態。特定保健指導の実施率については, 平成21年度は14%になったが, 22年度は11%に落ち込んだ。特定健康診査の受診率, 特定保健指導の実施率ともに目標値を下回っている状況。

執行機関 (平成23年度の国民健康保険税の税率と課税限度額の改正について説明)

(説明の主旨)

平成23年度については, 応能割の引下げ(所得割の税率引下げと資産割の廃止), 応益割の引上げ, 課税限度額の法定限度額までの引上げを行った。軽減については, 7・5・2割軽減の適用を実施している。

(大震災に伴う一部負担金の免除, 国民健康保険税の減免について説明)

(説明の主旨)

水戸市では, 主に居住する住居の全半壊による被災が減免の主な理由として想定される。一部負担金の免除については, 平成23年3月11日から平成24年2月29日診療分まで実施。一部負担金は全額免除となる。国民健康保険税の減免は, 平成23年度分が対象となり, 減免の理由により減免の割合が異なる。

執行機関 (収納率の向上について説明)

(説明の主旨)

収納率の向上を図るため, 納付機会の拡大として, 口座振替の促進, コンビニ納付の導入を実施している。コンビニ納付については, 来年度から過年度分の納付もできるように, 現在, システム改修を行っている。また, 換価の容易な預貯金等の債権を中心と

した滞納処分を行う等、滞納処分の強化を行い、繰越滞納の早期終結を図っている。さらに、被保険者証の未着者の実態調査を行う等、世帯の生活状況を把握し、未着の事由等により課税の更正を行う等、適正課税を推進する。

会 長 ただいま事務局より、水戸市国民健康保険の事業状況について説明がありましたが、この資料について、何か質疑がございましたらお願いします。

委 員 いくつか質問させていただきたいんですが、今日の朝日新聞に、国保税の滞納の差押えが5倍になったという記事がありまして、この記事によりますと、4年間で国保の財産差押えが全国で4.96倍になったということですが、水戸市はどのようになっているかというのが一つです。

執行機関 債権関係の差押えでございますが、平成20年度から22年度に関しましては、ほぼ横ばいでして、平成22年度には53件ほど差押えさせていただきました。

委 員 これは2006年度と比べるとどうなんですか。ここでは、2006年度と比べて5倍になっているというんですが。

執行機関 2006年度のデータは手元にございませんで、倍率でいうことはできないんですが、数字でいいますと、22年度は53件、21年度が86件、20年度が69件ということなので、年々増えているというよりは、大体同じくらいですけども。

今お話がありましたが、収納率の向上のためには、債権については、あるのであれば差押えをすると。それは、あくまで納税相談の中で状況をお聞きしながら、ない方についてはもちろんできません。ある方に対しては、させていただくということです。

委 員 国民健康保険税が所得に対して高く、所得に対して大体10%、社会保険と比べて3倍近い格差があるということで、非常に不況で暮らしが大変な中で滞納している方もいらっしゃるのでは、ぜひその点を、差押え等をやらないでほしいということですが。

それから、さきほど短期保険証の話がありましたけれども、これはどういう基準で出しているのかなど。そして、4月には、さきほどの話で震災もあったんで、窓口交付ではなくて郵送したということですが、その件数と、10月1日からは窓口交付ということなんですが、どのくらいが窓口交付になるのか、その点をお聞きしたいと思います。

執行機関 ただいまの御質問ですけれども、短期保険証につきましては、国保の法令上、滞納者に対して、1年以上の滞納がある方に対しては、資格証明書を交付しなければならないとされています。資格証明書とは、病院の窓口で一旦全額、10割を払っていただくということになるわけですが、資格証明書の条件としましては、特別の理由なく滞納になっているということなので、納めることができないという状況があれば、資格証明書にはな

らないということになるわけです。

資格証明書の交付の前段で、納付の相談をしていただく機会をつくるという趣旨で、通常1年間の有効の保険証になっているわけですが、水戸市の場合は6か月の期間ということで、短期保険証というものを交付しているわけです。短期保険証の交付の基準としましては、前年度までに5期以上滞納がある方に関しては、短期保険証の交付ということになるわけです。

納付の相談等をいただければ、郵送しているということなのですが、納付相談等をいただけない方に関しては、窓口交付という扱いをさせていただいています。今年の4月で、約7,000世帯に送っています。ここ数年、収納率が低下しているということで、5期以上の滞納の方で約7,000世帯、22年度の実績になりますが、窓口の交付対象扱いとしましては約3,000世帯となっております。現在、10月に向けましては、納付の相談等の状況を精査中のごさいますて、その作業を行っているところのごさいますて、具体的なところはまだ分からないということです。

委員 5期以上滞納したら、保険証は短期保険証になってしまうと。水戸の世帯数は4万3,000ですから、2割近くの方が短期保険証ということで、その方が結局は10月1日から保険証がなくなるから、病院に行っても全額窓口で負担しなければならない、病院にかかれないという事態がありますので、ぜひこれは納税相談とは切り離して交付をしていただきたいと思います。

それから、震災で減免になるということですが、実際減免なされた件数はどれくらいなんですか。8月15日号の市報に載りましたけれども。

執行機関 一部負担金、保険税の減免ということであるんですが、順次受付をしているような状況でして、具体的な数字は申し上げられないんですが、制度的には、震災で被害を受けた方に支援をするということですが、半壊以上の方に関しては、申請書等をお送りして、申請の勧奨をしていきたいと考えております。最終的には来年の3月いっぱい申請期間となりますので、対象となっている方に漏れないようにやっていきたいと思っておりますので。

委員 減免した場合の穴埋めですが、それは国から来るんでしょう。水戸市の負担はあるんですか。

会長 事務局、どうぞ。

執行機関 国のほうの基準で行っていくということであれば、補助金等で補填されるということになりますので、市の持ち出し等は一切ないということになります。

委員 私が調べたら、約1万8,600世帯で全壊、半壊、大規模半壊の市民の方がいらっし

やいますので、今のところ数件くらいしかないという話なので、これは国が負担してくれるんだから、もっと積極的にやったほうが市民の方々からは喜ばれるのではないかなと思います。

それから、もう一つ、収税課長にお話したいんだけど、延滞金の問題で、延滞金は滞納すると14.6%で、サラ金並みなんです。例えば50万円くらい滞納すると、すぐに10万円とか延滞金が付いてしまう。それでなくとも払えない人が、ますます払えなくなる。毎月1万5,000円ずつ払っているんだけど、そのうち7,000円は延滞金で、残り8,000円が本税というような方もいますので、この点で収税課長にお尋ねしたいのは、延滞金の減免というのは実際何件ほどやっているんですか。

会 長 資料がなければ、やってるかやっていないかだけで結構です。

執行機関 手元に詳しい資料を持っていないので、すぐにはお答えできないんですが、記憶の範囲で申し訳ないんですが、市税と国保税をミックスでやってますんで、国保税に限った話ではないんですが、今年度で20件前後だったと記憶しています。

委 員 ぜひ積極的にやっていただきたいのと、減免の規定ってあるんですよね、延滞金の減免規定。

執行機関 市税条例に準拠してやっていると思うんですが。

委 員 最後に、一部負担金の場合、全額免除となっておりますよね。これは、3割負担の方については全額免除するという事なんですが、実際これはやってるんですか、全額免除。

会 長 事務局、どうぞ。

執行機関 今回の震災に限って、被害を受けた方に対して免除をするというのは国から来ていますので、水戸市でもやっております。既に何件かは免除の申請を受けております。

委 員 数件くらいなんですよね、まだ。もっとこういうものを活用していただきたいのと、一部負担金の減免については、対象者の中でもいろいろありますけども、この基準が水戸の場合はないと。だから、現実的に低所得者の方で一部負担金の減免がされないという人がいると。この基準をつくる計画はないのか、それをお聞きして、終わりにしたいと思います。

執行機関 今回は、一部負担金の免除に関しては、大震災によって被災をされた方の救済ということで、国が統一的な見解を示したということです。震災以外の関係で、低所得になっている方に関しましては、保険制度の中で、てびきの8ページに、自己負担に関して

でありますけども、8ページが一番下に、自己負担限度額についてのところで、住民税非課税の世帯に関して、限度額を低く抑えているという制度がありますけども、それ以外の自己負担の免除関係については、水戸市においては対応していないということですが、保険税を含めて、国のほうでも統一的な基準を示してくるという可能性もあると思いますが、そういったことを参考にしながら、検討してまいりたいと思います。

委員 自己負担の限度額は、非課税世帯で3万5,400円ですよ。限度額認定証を発行してもらえれば3万5,400円で済むんですけども、滞納世帯にはなかなかこれが発行されていないので、結局100万円かかれば、30万円払わなければならない。残りは高額医療で3か月後に戻ってくるんですけども、しかし、その3割も払えないということで、非常に病院にかかれなくなっているの、私は、全国でやっているような、低所得者に対しては全額一部負担を免除するやり方をぜひやっていただきたいと思います。
以上です。

会長 ありがとうございました。
他に何かございますか。

委員 資料の13ページの課税限度額の説明をさきほど受けまして、ウのところ、所得割額のところが、22年度が100分の1.72、23年度が100分の1.76に増やすというお話がありまして、年末から今年の1月に3回出席させていただいて、答申を出したわけですが、その答申を見直してみたんですが、答申ではこの数字が逆になるんですね。これはどういうことなんですかね。

執行機関 答申のほうは誤植がありまして、22年度の所得割が100分の1.72ですね。

委員 ずっとそれでやってたということですか、その前の資料は。

執行機関 答申書だけが誤植になってしまいました。前の資料は、このとおり100分の1.72です。

委員 では、結構です。

会長 他にございませんでしょうか。

ないようでございますので、本日のところは説明いただいた資料をお持ち帰りいただいて、御検討いただくなどしていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたり、御協力ありがとうございました。